

「おもてなし向上モデル事業」について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

平成21年7月2日

奈良県知事 荒井正吾

1 業務概要

- (1) 業務名 おもてなし向上モデル事業 業務委託
- (2) 業務内容 宿泊施設事業者による地域のモデル的な取組計画の作成
おもてなし向上モデル事業の実践
スキルアップ研修への参加
アドバイザー派遣事業との連携
- (3) 契約期間 契約の日から平成22年3月31日(水)
- (4) 参考業務規模 新規雇用労働者1名に対して、2,250千円(消費税及び地方消費税を含む。)を限度とします。

2 応募資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受け、県内で宿泊施設を営む者であること。ただし、下宿営業を営む者、いわゆるラブホテル(奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例施行規則(平成18年3月奈良県規則第41号)第6条第1項第2号に定める施設)を営む者は除く。
- (2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (3) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定する政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 県税を滞納していない者であること。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。

3 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県 商工労働部 企業立地推進課 ホテル誘致グループ（奈良県本庁舎 6階）

TEL 0742-27-8873 FAX 0742-27-4473

(2) 募集要項の交付期間及び交付場所

①交付期間 平成21年7月2日（木）から平成21年7月24日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

時間 午前9時から午後0時まで、午後1時から午後5時まで

②場 所 3（1）の担当部局に同じ

なお、奈良県企業立地推進課ホームページからのダウンロードは24時間可能です。

(3) 事業計画書の提出期限、提出先及び提出方法

①提出期限 平成21年7月24日（金）午後5時まで

②提出先 3（1）の担当部局に同じ

③提出方法 郵便又は持参

④提出部数 1部

(4) 事業説明会

①日 時 平成21年7月8日（水）14時00分から

②場 所 奈良県文化会館（1階 第3会議室）

奈良市登大路町6-2 TEL 0742-23-8921

(5) 事業計画書の選定

提出のあった事業計画書について、おもてなし向上モデル事業選定審査会の審査により選定します。

審査会の開催：平成21年8月上旬

4 その他

詳細は募集要項によります。